

浦安市障がい者福祉計画策定委員会（第2回）

<議事録>

開催日時：平成23年8月25日（木）13時30分～15時30分

開催場所：浦安市消防本部大会議室

【出席者】

下田直樹委員、谷岡智恵委員、森嶋宏治委員、中野陽子委員、藤崎広和委員、西田俊光委員、内村好夫委員、樽林元樹委員、上田亜紀委員、神谷澄子委員、成田克信委員、相馬茂委員、足立誠之委員、田中美樹子委員代理野坂秋美氏、枝川芳子委員、西田良枝委員、白川洋子委員、小鍛治周二委員、鶴見仲寛委員、上林正和委員、緒方利昭委員、橋野まり子委員

○事務局 皆さん、こんにちは。定刻が過ぎましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、浦安市障がい者福祉計画策定委員会第2回目にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

前回の委員会でありましたご意見につきまして、ご報告をさせていただきます。障がいを理解するために、3年前の各障がい者団体の要望について把握したいとのご意見がございましたので、参考資料として各団体からの要望事項を配付しております。ご一読いただきますようお願いいたします。

次に、3年前の委員会で説明の時間に対しまして、議論の時間が短かったというご意見をいただいております。配付した資料で、左側に平成20年度委員会開催日時と議題を記載し、右側に平成23年度第1回委員会開催日時と、第2回以降の予定議題を打ち出したものでご説明させていただきます。

平成20年度委員会議事録の文字数から説明時間と議論の時間を算出しております。案分した数字でございますので、実際の時間とは差があるものとは考えておりますが、平成20年度におきましては、第1回では説明時間が115分、第2回では説明時間が119分と、説明に多くの時間を費やしておりまして、議論の時間につきましては、第9回の65分が最も確保されているところでございます。

このように、委員のご記憶でご発言をいただいたとおり、平成20年度の委員会におきましては、議論の時間は若干少なかったことは否めないのかなという認識をしているところでございます。

このようなことを踏まえまして、今回はアンケートを昨年実施し、今年は計画の議論に集

中できるように変更をしております。

なお、平成20年度第2回及び第3回の記載にあります、アンケート調査の実施についてでございますが、これは今回の計画策定におきましては、平成22年度に既に実施済みであり、平成23年度に議論を要しない項目でありますことから、二重線としております。

また、前回の委員会でもお話ししたとおり、会議の時間につきましては、2時間を最低確保させていただきますが、前回以上の議論の時間ができるように、2月までの議題とスケジュールを考えております。

なお、進捗状況においては、会議の回数を増やすことや、1回当たり3時間、あるいはそれ以上の時間をいただく場合もあろうかと考えておりますので、委員の皆様にはご理解とご協力をお願いいたします。

本日につきましては、これから議論するために、事前にご理解いただきたい基本的事項等の議題で、説明中心のものでございますので、この点でご理解をいただきたいと考えております。しかしながら、第3回、ないし第4回の委員会以降につきましては、ご説明する事項、あるいはご説明に要する時間は少なくなっていくと見込んでおりますので、施策についての議論を中心にさせていただくようにしてまいりたいと考えております。

つづきまして、委員会の目的について、資料をお出しすることを前回申し上げてございますが、本日の議題3でご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。本日は、5件の議題について審議等していただきますので、よろしくをお願いいたします。

今後の進行につきましては、委員長にお願いしようと思っております。委員長、よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、改めまして、こんにちは。

これから進行いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、先ほど説明が非常に多くて、なかなか議論に費やせないというような、前回の反省を踏まえて今後3回目、4回目、きょうは2回目でございますが、以降、議論を中心ということで、きょうは若干説明が中心となるようでございますけれども、早速議題のほうに入らせていただきたいと思います。

それで、8月ということで、いったん涼しくはなったんですけれども、また暑さがぶり返してきまして、いろいろと天候不順、それから長い時間の会議になりますけれども、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、まず初めに、既にお手元に議題、議事次第が届いているかと思います。浦安市障がい者福祉計画策定委員会（第2回）ということで、今回5つの議題が提示されております。まず（1）のほうを先に事務局から説明をいただきまして、その後（2）、（3）、（4）につきましては、まとめて連続でちょっと説明をさせていただいて、そして、最後に（5）ということで、3回に分けてご報告をお願いし、その3回の合間に質疑応答、議論を行っていきたいと思います。

こういった進行で、よろしいでしょうか。

それでは、まず初めに議題（1）ということで、アンケートの結果についてということで、先ほどアンケートを行った旨、事務局から事前にご説明がございましたが、この内容について、報告について、事務局からお願いいたします。

○事務局 アンケートの結果につきまして、ご報告をさせていただきます。

障がい者福祉計画策定に先立ちまして、平成22年度に障がいがある方の福祉に関する施策の推進が、自立と地域生活の支援を計画的に実施するための基礎資料として、障がいのある方の生活の状況や、ご意見、お考えを伺うことを目的にアンケート調査を実施いたしました。

調査結果報告書につきましては、既に配付しておりますので、お読みいただいているものと考えていますが、福祉計画概要版、11ページに記載されております、施策の体系にある7つの項目につきまして、特に抜粋いたしましたのが配布資料でございます。

幹事会委員の方につきましては、幹事会で説明しておりますので、再度の説明で恐縮ではございますけれども、理解の促進につきましては、身体障がいに比べると、知的障がい、精神障がいに対する理解が不十分である。福祉・生活支援の充実につきましては、居住系サービスに対しての不満がやや多い。保健・医療の充実につきましては、健康や治療についての不安が多く、養育・教育につきましては、回答者の1割程度は学校等に通っている。雇用・就労支援の推進につきましては、就労意向のある人は企業等で正規に雇用されることを希望している。生活環境の整備につきましては、外出しやすい環境とするためには、まだ交通環境や都市環境の整備が不十分。自立と社会参加の促進につきましては、半数は社会参加を行っていない。施策全般に対しては、身体障がいは保健事業、知的障がいでは雇用対策、精神障がいでは生活の安定への期待が深いなどの結果が出ております。

以上でございます。

○委員長 はい、どうもありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、何かご質問あるいはご意見ございますでしょうか。

お願いいたします。

○委員 2ページに書いてあります、居住系サービスに対しての一番下ですね、不満が多いということであったんですけども、不満というのが実際的にどういったことなのかかわかっていたら教えていただきたいんですけど。

○事務局 障がい福祉に関するアンケートの調査結果報告書というのを、以前委員会でお配りさせていただいていると思いますが、こちらの55ページに、図表の70というところで、居住系福祉サービスの不満の理由が載っております。

グループホームの不満という方では、無回答を除いて、サービスの利用料が高いというところが3人で一番多い。次に、ケアホームの不満の理由としましては、事業者のサービスの質というところに、1人だけ入っているというところで、ここが多いと。次に施設入所支援については、事業者のサービスの質と、サービスの利用料が高いというところが、5人ずつで多いという状況になってございます。

よろしいでしょうか。

○委員 はい、わかりました。

○委員長 それでは、どうぞ。

○委員 そのサービスがいいか悪いかというところで、浦安市のサービスは、他の自治体のサービスと比べてどうかという視点では、比較はどうなんですか。はっきり言うと、私、かなり浦安市さんはよくやってくさっているとは思いますが。

○事務局 今回のアンケート調査では、各サービスごとに、サービスの事業者の所在地を市内の事業者をお使いか、市外の事業者をお使いかということ聞いております。

こういうことに集計し直せば、その比較ができるのかなと思っておりますが、今現在、手元にお配りしています結果報告書には、そこまでの結果はまとめてございませんので、今後必要であれば、集計し直していきたいと考えております。

○委員長 いかがでしょうか。

○委員 もう一つ、大ざっぱなことを言っているわけで、今回のじゃなくて。これから考えていくときに、そういうふうに、恐らくいろんな要望が出てくると思うんですけど、その中でというか、今まで浦安市がいろんなことをやってきてくださったと。その中で、ほかの自治体に比べて、かなりやっていただいているということは、それははっきり示したほうがいいと思うんです。

それから次に、そうじゃない不満があったら改善していただかなきゃいけないし、そうい

った意味で、一般的なことで申し上げたつもりであって、この次にそういうことをやってくれとか、そういう意味ではございません。

○事務局 今、アンケート調査の関連ということで、そのようなお答えをさせていただいたところです。

サービス全般について、浦安市は居住系のサービス、住まいの施設が1カ所ということで、とても少ないです。あと、入所施設もありません。サービスの種類によって、訪問系であるとか、24時間の支援とか、そういったところは、他市に比べて進んでいるところがあるとは思いますが、サービスの種類によっては、住まいであるグループホームやケアホームが1事業者しかないということで、他市に比べてやはり、これからまだまだ整備しなければならないところもあるというふうに、障がい福祉課のほうでは課題と考えております。

○委員長 はい。今の事務局の回答でよろしいでしょうか。

これから、議論の段階でよろしいんですが。

○委員 これからは、ずっとそれを頭に置いて議論しないといけないということです。

○委員長 はい、了解します。

それでは、ほかに質問、ご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○委員 この居住系サービスに対しての不満ですか。これ、下に回答が出ていないんですけど、私どものほうは、一応グループホーム、ケアホームやっているところで、対象がやりようがあるのかなのかという比較ですか。

だから、どういうふうに不満というのが出たのか、そこらあたりを聞きたくなっただけでございまして。私どものほうは、利用者さんには説明しながら、安心して暮らしていただけるようにやっているつもりなんですけどね。不満というのは、そういうので。

○委員 この居住系サービスというのは、特に地域の方が多いと思うんですね、不満は。ということは、入所施設にしても、浦安市は何しろ家賃が高いので、とてもつくりにくいということ。それで、昔から近隣5市で施設をつくりました。その中にも浦安市は入っていますけれども、そのつくった場所が、鎌ヶ谷市と市川市とちょっと離れているわけですね。それ以外、そこに入れる人以外は、他市のところに枠をいただいて、そちらに入所しているという形なんです。我が家も、八千代市のほうの施設に息子が入っておりますので。

ですから、結局、入所サービス、入所施設をこれからはつくらないという国の方針が出たときに、千葉県の前知事が、地域に返すと言われたんですね。地域に返すと言われても、

浦安は返ってくる場所がないわけです。

そういうことで、非常にみんな親が不安に思って、そういうグループホームなりケアホームをつくってほしいということで不満が出ているんだと思います。

○委員 家賃のほうも高いと言われるんですけど、今、市のほうで家賃補助が2分の1出ているんですね。そういう形で、住まわれる方も一応安心して、助かりますということで、そういう声を聞くので。それはいいことだなと思っていますよね。

○事務局 このアンケートなんですけれども、グループホームに入居されていて回答した方が24人、ケアホームに入居されていて不満と回答した方が2人、施設入所支援のサービスを使って不満と回答した方が13人ということで、不満と回答した方の合計が39人なんですね。そうすると、浦安のグループホーム、ケアホームはフレンズさん1カ所だけで、定員も10人強でしたので。

○委員 14名です。

○事務局 もう半分以上が、市外の施設を利用されている方のご意見というふうには考えています。

また、これは、アンケート調査、何か一方的な調査ですので、本当のところどこが不満なのかということ、今後、この協議会でご出席していただいている各団体の代表委員の方や、これから行おうとしている各団体へのヒアリング等でご意見をいただきながら、課題をこちらの会議にかけて、計画策定でどういったことが必要かというご意見をいただきたいと考えております。

○委員長 はい。ということでございますが、よろしいでしょうか。このヒアリング等で、さらにその理由を掘り下げて検討していきたいということでございます。

それでは、1につきましてはよろしいでしょうか。

それでは次に、議題の（2）と（3）と（4）につきましては、まとめてご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局 これから計画について、皆さんに協議いただく前に知っておいていただきたいということで、議題の（2）の市の現状及びサービス実績について、次に、議題の（3）の人口及び障がい者福祉計画の基本的な考え方について、次に、議題の（4）の国の動向及び市の計画について、まとめてご説明させていただきます。

まず、本市の現状ですけれども、浦安市の障がい者の現状ですが、障がい種別に手帳所持者の推移を平成11年から平成23年まで、現在までの12年間を各年4月1日現在で人数一覧に

まとめてございます。

まず、身体障害者手帳ですけれども、平成11年に1,430人、その当時の人口割合では1.13%の方が手帳をお持ちでした。平成23年には2,549人、人口割合は1.58%と、12年間で1,119人増加しています。1年間の平均にすると93人の増加となっています。

次に、療育手帳は、平成11年に252人、人口割合は0.2%でしたが、平成23年は615人、人口割合0.38%と、12年間で363人増加しています。年平均は30人の増加です。

次に、精神障害者保健福祉手帳は、平成11年に45人、人口割合0.04%でしたが、平成23年には431人、人口割合が0.27%と、12年間で386人増加しています。1年間当たり32人の増加となっています。

3つの手帳を合計しますと、平成11年には1,727人、人口割合1.1%でしたが、平成23年は3,595人、人口割合2.23%と、12年間で1,868人増加しています。1年当たり155人の増加です。12年間で最も増加している障がい種別は、身体障害者手帳、そして精神障害者保健福祉手帳になっています。

ここには記載していませんが、手帳所持者を年齢別に統計しますと、60歳までは人口割合が大体1%程度で推移しておりますが、60歳から人口割合がふえてきて、60歳台で3.97%、70歳台では8.61%、80歳台では11.47%、90歳台が13.98%、100歳以上では30.7%と3人に1人が手帳を持っているという状況です。

また、手帳所持者の7割を占めている身体障害者手帳ですけれども、こちらの半分以上が65歳以上という状況で、平成22年から23年1年間の増加の人数は、65歳以上の身体障がい者だけで100人近く増加しております。

これらのことから、障がい者の増加の要因については、65歳以上の高齢者の身体手帳所持者が増えているというふうに、それが大きいと考えております。

ただ、全国の障害手帳所持者の人口割合等を見ても3.74%ということで、本市の2.23%に比べると、本市はとて少ない。障がい種別で見ても、どの障がいも非常に低い率となっています。中でも、身体障がい者が全国2.88%に対して、本市1.58%と半分近く低い割合になっておりますので、本市は高齢化率が低いことから、身体障がい者をはじめとした障害者手帳所持者の割合が全国に比べると低いのではないかと考えております。

なお、手帳所持者の半数を占める高齢者につきましては、この障がい福祉計画だけでなく、高齢者向け福祉計画や介護保険計画のほうの事業の対象になっておりますので、それらの計画との整合性も必要となってきます。

また、残りの半数の65歳未満の方については、主にこの障がい者福祉計画、障害福祉サービスの利用だけという状況ですので、こういった浦安市の、障がい者3,500人の全体像を踏まえていただき、計画について協議いただければと思います。

次に、障害福祉サービスの利用状況についてご説明します。

こちらの資料には、平成18年から平成23年までの自立支援法に基づく障害福祉サービスを、各サービスごとに計画値と実績値、また進捗率というものをまとめてご紹介します。なお、平成23年度はまだ年度途中ですので、7月の利用者数を実績として試算しております。

今の計画は、平成21年から23年の3年間の計画になっておりますが、その21年から23年間、サービスごとに見てみますと、サービスの利用状況で最も多く利用されているのが、居宅介護となっております。居宅介護の利用者は年々増えておりまして、平成23年度は127人になっております。計画では143人を見込んでおりましたので、増えている状況とはいえ進捗率は100%以下の88.8%となっております。

居宅介護と同様の訪問系のサービス、重度訪問介護や行動援護などは、いずれも計画値より低い実績となっております。

次に、日中活動系のサービスでは、計画値を超えて進捗率が100%以上のサービスが多くなっております。中でも、一番多いのは就労移行支援で、平成23年度計画では40人を見込んでおりましたが、現在64人の実績がありまして、進捗率は160%になっております。

次いで、多いのが児童デイサービス。こちら計画値が62人に対して、90人の実績がありまして、進捗率145.2%になっております。

日中活動系の中では、昨年、千鳥地区にワークステーションを整備したことや、今年の4月から東野の障がい者福祉センターが、自立支援法に基づく新しい体系サービスに移行したこと等がありまして、就労移行支援や就労継続支援等、就労系のサービスの利用が多くなっているというのが特徴だと思います。

次に、居住系のサービスでは、ケアホーム、グループホーム、施設入居支援、先ほど出てきた3つのサービスですけれども、いずれもこれは計画値を大きく下回っておりまして、進捗率が34.9%、50%、29.2%と、とても低いものとなっております。

それに比べて、4番目の居住系のサービス、旧法施設サービスの入所というのがあります。これは、障害者自立支援法の前の旧法の施設サービスなんですけれども、障害者自立支援法では、23年度末までに新しいサービス体系に移行することとなっておりますので、平成21年度の計画では、毎年毎年移行していくということで、多い数字で計画を見込んだもの

とは思いますが、実態としては予定どおり計画どおりは移行は進んでいないようで、進捗率は233.3%と計画をととても大きく上回っているという状況です。

先ほども話しさせていただきましたが、浦安市内では障がい者の住まいとなる居住系の事業所が、フレンズさん1カ所14人定員ということでとても少なく、現在、居住系のサービスを利用されている方が約80人いらっしゃるんですけども、利用者の9割近くが市外の施設を利用しているという状況です。

介護者である保護者の高齢化で同居が難しくなったご家庭等は、現状では市外の施設をご案内せざるを得ないという状況です。住みなれた浦安で保護者の方がいつでも会いに行ける、そういった近くの地域にグループホーム等の居住系の事業所を整備して、これを推進してほしいという要望がたくさん届いておりまして、今年、市では、市内へグループホームの整備を推進するための独自の補助制度というものをつくりました。東京都などの先進地の自治体を参考に、そういった補助制度をつくったところですけども、引き続きこの居住系のサービスについては、新しい計画でも確保するための対策等が必要になってくるのかなと思っております。

こちらのサービスについてなんですけれども、現在までの進捗状況をもう少し詳細に分析しまして、また今後の人数を見込み、事務局のほうで10月以降ぐらいに、新しい計画の案というものを示していきたいと考えております。委員の皆様には、その案が適正な見込みであるか、また見込んだサービスの量を確保するための確保策が示されているかといったところで、ご意見を今後いただきたいと思っております。

次に、浦安市の人口推計についてご説明させていただきます。

浦安市の将来人口については、企画政策課というところで作成しておりまして、その浦安市の人口推計から、平成21年から32年までのものを、年齢5歳階級ごとに一覧表にまとめてお渡ししております。

この表では、平成23年の人口が16万5,847人、平成32年には17万3,206人となっております。現在から比べると、人口は増加しておりますが、浦安市の人口のピークというのは、この途中にありまして、平成30年の17万3,730人というのが浦安市の人口のピークで、その後減少していくということを今見込んでおります。

また、年齢を3区分で見ますと、65歳以上の高齢者の人口は年々増加し続けていきまして、平成32年には約16%になると見込まれています。

なお、3月の震災後、人口減少の傾向がございまして、平成23年3月末の実際の人口は16

万5,128人でした。4カ月後、7月末は16万3,975人と、4カ月間で1,000人以上減っております。これが一時的なものなのか、将来人口にどう影響していくのかというのは、今後、市として分析していくこととなりますが、そういったことから人口のピークというのは、現在よりも少し早い時期にやって来るといようなこともあるかなとは考えております。

市の財政ですけれども、震災の影響で、以前、何度か団体等にも出向いてご説明させていただいておりますけれども、とても厳しい状況にあるということはお伝えしてきておりますが、近い将来の人口減少、また高齢化率が高くなっていくところから、財政状況は現状よりも厳しくなっていくということはもう間違いないものだと思います。

この障がい福祉計画なんですけど、平成26年までの3年間について策定された計画となっておりますが、今回はこういったことを踏まえて、中長期的に検討して、将来的に障がいのある方に継続して安定したサービスが提供していけるように、そういったことも考えて、また財源を確保できるような対策なども検討していく必要があるのではないかと考えております。

次に、障がい者数の推計値の具体例でございます。今までの障がい者の人口割合は、市の将来人口から推計しております。人口推計と同じように、平成21年から32年までまとめておりまして、障がい種別に年齢3区分でグラフにしております。

身体障がい者が、平成23年に2,572人となっておりますが、次の計画するところの平成26年は2,763人と、191人の増加。さらに、平成32年には3,144人となる見込みで、572人の増加が見込まれております。年齢別に見ますと、65歳以上の高齢者が最も増加するというふうに見込んでおります。

次に、知的障がい者が平成23年には564人になっていまして、平成26年には645人と、81人増加を見込んでいます。平成32年には798人になりまして、234人の増加を見込んでおります。年齢区分では、18歳から64歳の方が最も増加するという見込みを立てております。

次に精神障がい者は、平成23年には403人で、平成26年には562人と159人の増加を見込んでいます。さらに、平成32年には847人となり、ここまでに444人の増加というのが見込まれています。年齢区分では、18歳から64歳が大きく増加することを見込んでおります。

精神障がい者なんですけれども、平成11年から23年までの統計から増加率が最も高くなっておりまして、こういった増加率が高いということから、現時点の将来推計は他の障がいに比べて多く出ているものと考えております。

障がい者の人数も、先ほどの高齢者の人数と同じように、人口が減少しても増加していくということが見込まれています。繰り返しになりますが、この計画が26年までの計画となっ

ておりますが、その後も見据えて計画を策定していく必要があるのではないかと考えておりますので、今回の資料が5年後、10年後が少しご想像できるように、将来人口等も参考にまとめさせていただいておりますので、どうぞこれに対してもご意見をいただければと思います。

次に、本市の障がい者福祉計画についてご説明をさせていただきます。

まず、この計画の位置づけですが、本市では、障害者基本法に基づく市の施策を定める市町村障害者計画と、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの見込みとその確保策を定める市町村障害福祉計画という2つの計画を、一体的に浦安市障がい者福祉計画として策定しております。

もし、既にお配りしております障がい者福祉計画の概要版を、本日お持ちの委員の方いらっしゃいましたら、こちらの11ページ、12ページ、ごらんいただければと思います。また、今回の資料ということで、浦安市障がい者福祉計画、平成21年から23年の第4章、施策の展開というものをごらんいただければと思います。

まず、障害者基本計画に基づく市の施策背景ですけれども、浦安市では7つの分野別に細かく計画を定めております。7つご紹介させていただきますが、1つ目が理解と交流の促進。2つ目が福祉・生活支援の充実。3つ目が保健・医療の充実。4つ目が療育・教育の充実。5つ目が雇用・就労支援の推進。6つ目が生活環境の整備。7つ目が自立と社会参加の促進となっております。

この施策の計画と、それから障害者自立支援法に基づくサービスの計画、一体的につくっているんですけれども、生活や住まいの充実といったところでは、サービス事業所の整備といったものが欠かせないといったように、2つの計画がとても強く関連しておりますので、本市では一体的に策定しているところです。

もし概要を今日お持ちでない方は、ご自宅に帰られてから11ページ、12ページごらんいただきますと、2つの計画が結びついているということが確認できますので、よろしく願いいたします。

また、浦安市では、障がい福祉計画のほかにも、さまざまな部門別の計画というものをつくっております。市の計画で上位計画となるものは、地方自治法に規定される基本構想となる浦安市総合計画です。

健康福祉の分野では、この下に地域福祉計画を中心に高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画と私たちの障がい者福祉計画、それから子育て支援総合計画、また健康うらやす21とい

った、さまざまな計画がございますが、これらの計画との整合性を図って策定していくとなっております。

次に、計画の期間についてですけれども、障害者基本法に基づく7つの施策を定める計画というものは、6年間の計画となっております。計画の期間が平成21年から26年までの6年間です。ことしは、その中間年に当たりますが、障害者自立支援法に基づくサービスの見込み量などの計画を今回作り直すことから、その6年の中間年に一緒に見直しをすることとしています。今年が中間年の見直しということですので、基本的な7つの施策体系についてはそのままとして、見直しが必要な箇所を直していくというふうに考えております。

なお、この次期の計画途中の平成25年には、障害者自立支援法が廃止されて、総合福祉法というものが成立されるというふうにも新聞報道等でご承知かと思っております。この次の計画の途中には、そういった大きな動きもありますので、もし大きく変える必要があるのであれば、その新法が示されてから検討していきたいというふうに考えています。

続いて、計画の策定方法についてです。策定方法、浦安では4つに分けて考えております。

まず1つ目が、施策の進捗状況の洗い出しと評価ということで、各7つの施策、それぞれ100以上の事業が書かれております。それぞれ一つずつの事業について、進捗状況と課題、それから今後の方針というものを、担当部署でまとめてもらう書式を用意してございます。それを、事業の担当課、障がい福祉課だけではなくて、教育委員会ですとか、こども部、都市整備部、そういった関係各課に配布して記載してもらう予定です。そのまとめたものを、こちらの委員会のほうに示して、これについてのご意見をいただきたいと思っております。

2番目に、障がい福祉に関するアンケート調査の実績、分析です。今年度は、計画に関する議論を集中できるようにということで、今回はアンケートを前年に実施しております。既に委員の皆さんにもお配りしてございますが、これがまさに個々の思っている方の生の声ということで、特に結果報告の下のほうには、一人一人の個別の意見が載っておりますので、そういったところも参考に見ていただきたいと思っております。

3つ目が、障がい者団体へのヒアリング調査の実施です。アンケートというのは、先ほどお話ししましたが、一方的なものにどうしてもなると思っています。一方的なものではなく、先ほどの住まい、だれが、どこが、具体的に不満なんだろうかというようなヒアリング、やりとりも必要だと考えておまして、ヒアリングでは各団体から具体的なお意見をお聞きして、各団体ごと、障がいごとの課題等を把握していきたいと考えています。

本日のこの委員会には、7つの団体に参加いただいております。今回は、各団体から自己

紹介といった形で、それぞれの会の概要等お話しいただきまして、そういったことを委員の皆さんで共通理解していきたいと思っております。前回の会議が終わりましてから、自分以外の他の団体がどういった障がいの方を対象にした団体で、どういった目的で来ているのか、そういったことも理解してから話し合いをしていきたいというような意見もいただいておりますので、本日は少し団体紹介の時間も用意させていただきましたので、各団体のほうは基本的な事項、皆さんご紹介したい事項等があれば、この後お話ししていただければと思っております。

また、今回7つの団体が委員会には参加しておりますが、ほかにヒアリングが必要な団体があるのではないかとといったようなご意見もあれば、後ほどいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それで、計画策定のほうの4番目が、障がい者福祉計画策定委員会における審議となっております。これが計画策定の中心になるものです。各当事者の団体をはじめとして、専門分野等の関係機関の皆様にも委員をお願いしております。

今日ご説明してきた市の状況ですとか、それから今後の国の動向等を踏まえて、またアンケートや団体ヒアリング等のご意見も反映するために、それぞれの委員さんの立場で積極的なご意見をいただきまして、浦安市の障がい福祉がより充実したものとなるような、すばらしい計画にまとめていただきたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

資料のほう1枚めくっていただきますと、今お話しした計画の体制と主な機構ということで、4つの段階別に策定委員会が中心になって、各意見を提示しながら計画をつくっていくといったものが、図で表してございます。

次に、委員会の概要、4番目ですけれども、国の動向及び市の計画についてということで、障害者基本法の一部を改正する法律案の概要をお配りしております。

ことし7月29日に障害者基本法の改正案というものが成立しております。改正内容については、こちらの資料のとおりです。資料の中ほどに、基本的施策ということで幾つかまとめてございますが、医療・介護と教育、職業相談と公的施設のバリアフリー化、情報の利用におけるバリアフリー化、相談と文化的諸条件の整備等、こういったものが改正されております。

また、新設ということで、療育について、それから防災・防犯について、消費者としての障がい者の保護、また選挙時における配慮、また司法手続における配慮等、それから国際協

力についても、新たに障害者基本法のほうに組み込まれたところでは。

この改正に伴いまして、市の障がい福祉計画の施策の部分については、当然見直しが必要となってくるところです。そこで、福祉計画策定スケジュールという参考資料をお配りしてございますが、これについても少しご説明させていただきたいと思います。

委員の皆様には、計画ができ上がるまで、こういった会議を経て冊子ができ上がっていくのかということ方を少しイメージしていただけるように、年度末までのスケジュールを切らせていただきました。次回以降見直ししますが、まず政策の部分各課に進捗状況のまとめをしていきますので、その結果をお示ししていきたいと思っております。それから、今お話ししました、障害者基本法の改正に伴う見直し、また市のほかの計画との整合性から必要となる見直し、そういった箇所を次回以降お示ししたいと思っております。政策分野、7つの分野がありますが、それを分野ごとに何回かの会議に分けて少しずつ、細かくご検討をいただきたいと考えております。

今後ご検討をいただくための資料ということで、概要よりも少し詳しい福祉計画の施策の展開、全文についてということで、第4章について資料をお配りしておりますので、1施策ずつ、少しずつお読みいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この途中で団体ヒアリングの経過報告をさせていただきます。また、サービスの見込み量も10月以降にお示ししていきたいと思っておりますので、そういったことにもこれからご意見をいただければと思っております。

それから、議論の時間が少し少ないのではないかとといった意見が、前回にも話が出ていたようですが、計画策定に当たってなんですけれども、今回の計画から、国のほうで自立支援協議会の意見を聞くことということが示されております。今回、市では自立支援協議会の中に、この計画策定の委員会を設けさせていただきました。

この自立支援協議会には、この委員会のほかに、分野ごとのプロジェクトというものがございます。例えば、広報に関するプロジェクトであれば、施策の理解と交流促進がまさにプロジェクトの内容であっていたり、あと教育、特別支援教育に関するプロジェクトであれば、療育・教育の充実のところとなってきます。それから、就労に関するプロジェクトもありますので、雇用・就労支援の推進について。また事業所関係のプロジェクトでは、サービスの見込み量の確保策、こういったところがプロジェクトの内容等もあってきますので、もし委員の皆様からそうしたご意見もいただければ、各分野ごとのプロジェクトを活用して、より専門的な議論の場を設けるといことも可能となっておりますので、よろしく願いし

ます。

また、1月にパブリックコメントを行うということと、遅くとも3月には計画を印刷しなくてはいけない。ここは変更できないスケジュールになってございますが、1月が終わっても、計画の内容についての議論ができます。修正が必要な箇所を、その後でも修正していくことができます。年度末までこういった会議が続けられるということで、年度末までの範囲でお考えいただければと思っております。

繰り返しになりますが、本市の障がい福祉がより充実したものとなるように、その計画が中長期的なことを見据えた、よりいい計画になるようにまとめていきたいと考えておりますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上です。

○委員長 はい、どうもありがとうございました。

ただいま、(2)の市の現状及びサービスの実績について、(3)人口及び障がい者福祉計画の基本的な考え方について、(4)国の動向及び市の計画について、3点まとめて数値、資料などについてご説明をいただきました。

これにつきまして、何かまず質問ございますでしょうか。

計画策定の基礎となる数字が今回示されたわけですが、何かご質問、あるいは数字の見方等について何かご質問ございますでしょうか。

はい、どうぞ、お願いします。

○委員 市の現状というところで、手帳の保持者というところに出てるところなんですけれども、精神障害者保健福祉手帳に関してなんですけれども、ここで出ている必要な所持者というのと、それからメンタルなどをされていらっしゃるって、昔で言う通院法というもの、を含めていらっしゃるという数の方というのは、そこに出ている、例えば平成23年の今の431人だとしたら、その3倍近くの数の方が、そういう通院公費ということで利用されているんじゃないかと思うんですね。数のほうははっきり今わからないんですけど、大体ですけれども。

で、その方たちは、決して何か軽くて通帳をもらえないからということ、そういう方もいらっしゃるかもしれないんですけども、いろんな理由、障がいの事由ということもありますでしょうし、いろいろな偏見に対しての手帳を持つことのメリット、いろんなことを考えて、ご自分の考えとして手帳を申請しないという方もいらっしゃると思うんですね。そういう方たちが、サービスが必要じゃないかという、実態としては、就労継続だとか資格だと

かいろんな、今、現にそういう手帳を持っていらっしゃらなくても、通院公費の受けている方たちで、サービスを利用していらっしゃる方も結構いらっしゃると思うんですね。

今後、障がい者福祉計画もこの中で、いろいろと将来の展望ということも含めて、精神障がいの方の増加が非常に多いという話でしたけれども、その数の中に、実際利用する方もいらっしゃる通院公費、手帳持たないでそういう通院公費の利用を、制度を利用していらっしゃる、そういう方たちの数の実態というのもつかんでおかなければ、実際の見込み量とか今年から先の見通しとかいろいろ考える上では、これは必要なんじゃないかなと思うんですけども、その辺の数も知りたいなと思いました。

○事務局 今、手元に平成21年度までは持っていますので、ここでご説明させていただきますが、21年度ですと、手帳をお持ちの方が355人で、公費負担の医療を使っている方が891人、合計で1,246人となっております。

数字につきましては、例えば身体障がい者の、さらに細かい障がい種別、分別の統計だとか、あるいは知的障がい者の等級別の統計とか、この精神障がい者の公費負担の方とか、さまざまなものを必要なものを皆さんからこうしていただければ、これからご用意してお配りしていこうと思っておりますので、よろしくお願ひします。

あと、計画の中でのそういったところの位置づけですけれども、ちょうど障害者基本法や自立支援法の改正の中に、発達障がいというところが、大きく今度から明記されてきます。手帳を持っていなくても、診断書が出ればいいのかとか、国からまだ詳しいことは示されておきませんので、その辺の動向がわかったら、きちんと計画に反映できるようにまたお示ししていきたいと思いますが、これについてはもう発達障がいも含む、高次脳機能障がいも含むといったことが明記はされておりますので、計画の中ではきちんと位置づけていく必要があると考えております。

○委員長 よろしいでしょうか。

もっと細かいいろいろな内訳についても、今後こういう資料が必要であるということが出れば、用意できるということですので、それをもとに実りあるスキームというんですか、それをしたいと思っています。

ほかにございますでしょうか。

ちょっと一気に進んでしまった感もあって、一つ一つというのも考えたんですけども、およそ人口推計、あるいは今後の見通し、計画の位置づけ、国とのかかわりということは、一つまとめて話したほうがより理解といたしますか、今後計画を考えていく上で非常によろし

いんではないかというふうに判断しまして、ぱっと見てご報告いただきましたが、いかがでしょうか。質問、今度はご意見を含めてお伺いしたいと思います、いかがでしょう。

はい。それでは、今後いろいろな議論していく過程で、改めて振り返って、またこのあたりはどうなんだろうとか、あるいはこういった資料が必要だったというようなご意見も出てこようかと思えます。その都度、それにつきましては取り上げまして、ちょっとひとまず議題の（５）のほうに進ませていただきたいと思います。

議題の（５）は、先ほどご説明がありましたようなお話がありましたが、この策定委員会には7つの当事者団体、障がい者団体の方が委員として参画しておられます。この各団体につきまして紹介、それから各団体のヒアリングに向けてのさまざまなポイントといいますか、それについて協議をさせていただきたいというふうに思います。

そこで、まずこの（５）の各障がい者団体の紹介、これ、事務局のほうでよかったのかな。

○事務局 それでは、まず事務局からご説明いたします。

本計画策定委員会におきましては、障がいがある方の代表として、7つの団体から障がいに対して高い見識をお持ちの方を推薦していただきまして、委員として参加していただいております。

本日は、障がい者団体委員の方々に、各団体の活動や、各団体が向き合っている障がい等についてご紹介をいただきまして、障がいに対する理解を含める一助としたいと考えております。

では、7団体さん、順にご紹介をお願いいたします。では、コスモさんからお願いいたします。

○委員 活動の内容。学齢期の子供が一番多いですね、量としてが多いので、療育ですかね、自主療育活動。具体的には、皆さんご存じないと思うんですけど、私たちの子供には、障がいの説明になりますけど、多分脳がうまく育たないんですね、脳の機能が。そうすると、体の感覚に少しおかしいところがあって、例えば姿勢をきちんと保持できないとか、黒板を見るとき、そこを見ながらここを見ますとね、書写をしながら先生の行動を見るとき、こう一方の方向にこう見るとか、そういうところが割とできにくい子が結構多いんです。かなりの割合なので。その子供たちの生きづらさを少しマイルドにしたいというために、感覚統合療法というのを市の施設に行ったりして、月に1回やっています。それがメインの活動ですかね。

あと、それが今、子供たちで学童に行っていたり、行っていなかったりするんですけど、なかなかうまく行けない。お友達が上手につくれる子もいるんですけど、かなり乱暴者で嫌

われているし、いろんな子がいるので、レク、例えばバスを借りてバスハイクに行くとか、そうじゃないときには、例えば公民館の調理室で何か食べ物を一緒につくるとか、そんな活動をしています。

それから、要するに親は、今度はこの子たちをどうやって育てたらいいのかというような、この親のすごい悩みであり、一番核心なので、親は例会と勉強会と、それから定期的に講演会をしています。

講演会は、千葉全体で先生を呼んで少し大きいのをやったり、それから年代別で小学生のお母さんで、例えば思春期の課題であるとか、それから少し大きくなると今度就労の支援をどうするだとか、的を絞った小さな勉強会をしています。

この会の説明なんですけど、本当に誤解を恐れずに言うと、私、余りよくわかっていなくて、すみません、私たちが困ったなと思っているのが、どうやって育てていけば一番いいところに行き着くのか、全然わかんないんです。本当にわかんないんです。多分20歳ぐらいまでにどうやって育つかとかいうのは、多少なりとも定説というとおかしいんですけど、まあこういうふうにするのがいいみたいなことが、学齢期についてはある程度あるんですけど、それ以降に、どうやって落ちついた社会人になっていくか、もしくは社会の中でトラブルに巻き込まれずに、自分もトラブルを起こさずに、もしくは起こしたトラブルを少なく生きていけるかというのが。

本当に、どんな先生も実は持っていないんです。なので、手探りでやっていて、そうすると、浦安地区はすごくありがたいことに、幼稚園それから小学校ぐらいまで、かなり支援が手厚くなっている。むしろうちの子、今、高校生なんですけど、私のときにすごく苦勞したこと、私の前の先輩、30ぐらいの先輩が、すごい苦勞してきたことを思うと、今の小学校、お母さんたち、とても楽しく行っているので、学校支援はかなり行き届いてきていると思うんです。

次に困るのが、思春期のとき。中学校の先生はまだまだ。高校だと全然。その後なので、そこは砂地になっているので、そこをどうしていくのかというのを、私たちは誰に助けてもらったらいいだろう。どこに相談したらいいだろう。つまり、うその話は要らないわけです。本当に何をすべきか。

何をすべきかがわかれば、例えば支援をお願いすることもできると思うんです。これをしてください。だけど、何をしてもらえたら、この子たちが幸せの中に入っていけるのか、実はわからない。わからないのが一番恐くて、それが多分、ほかの、変な話、古い時代からあ

る障がいの方は、ある程度育て方、育ち方、動き方も、ノウハウがあるかなと思うんです。

私たちはないというのが一番の不満で、なので、3年前にここに書いていただいた要望が、多分私たちもうそのままだと思うんですけど、相談機関1本通って、3歳のときも相談した先生に、10歳のときにも相談できるように。15のときに進路に迷ったときにも相談ができる。20歳のときに職をいったん入るけど、会社をくびになったときに相談できる。1本通った相談機関がどうしても欲しいのは、そこなんです。どうやっていいのか、親もわからないという。で、世の中を見てもいないんです、こうしましょうっていう。仮説だけなので。そういうのと向き合っております。

でも、日々は、例えば、この子が今日楽しかったとかいうことを積み上げていくのが、結局、親にできる最善のことなので、それは個々にあると思います。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、自閉症協会さん、お願いいたします。

○委員 自閉症協会は、コスモさんにとってもこれ今悩ましくて、ちょっとやっぱりかぶる部分がございます、発達障がいというくくりの中で持っています。で、もしかしたらちょっと違うのかもしれませんが、一般的な感覚というか感じられ方からすると、コスモさんはLDですとかADHD、ディエスジーですとか、知的障がいが無い若しくは軽いほうがメインという部分で、自閉症協会は名前に自閉症とか入っているぐらいですから、自閉症という、ある程度自閉症の子が多いというのが一般的なのとらえ方ですけど、実際に会員を見ると、それはいろいろだと思うんです。コスモさんのほうに、軽いお子さんもいらっしゃるかもしれないし、自閉症協会のほうに軽度の子もいたりします。それは、出会い方なので、会との。で、会のほうも、あなたは軽いからあちらへ行ったらとかそういうことは言いませんし、そういう立場じゃなくて。

浦安市自閉症協会というふうになっているのは、それは正直、余り細かい会の組織とかそういうのは興味がないので、わかりませんが、今は、まず国レベルの自閉症協会があって、県レベルがあって、支部があってとなっているんですけども、活動は各市のもとにやるという形にはなっています。ですけども、県レベルの講演会ですとかあったときにはお知らせが来て、皆さんにもお知らせしてくださいとか言われたりはします。

月1回の定例会議。これは、幹事とかそういうことでなく、その日に都合がある人が来るという感じでやっています。大体、お仕事していらっしゃるとかの事情があるので、来る

方、大体限定されてきてしまっているんですけども、これは連絡来て、で、大体来ますが、自閉症協会の代表として、いろんな、例えば私はこういう委員会に参加しているので、そこに参加した人がこういうことをやりましたという報告したりとか、あとは施設見学ですとか、そういうのを企画して、で、行ける人でやっていると、そういう形です。

レクも前はよくやっていたんですけども、子供たちも大きくなってきてしまったので、レクもなかなか難しくなってきた、前はゆうあいを借りて、ボランティアさんを募って、ある程度楽しくみたいなのもあったんですけど、そういう年齢がなくなってきたら、今、ちょっと問題なのは、空白が出来てしまっている。

今、中高生が多くて、就労がそこでかかっている、小学生、幼稚園、本当に少なく、最近やっと少しもしかしたら入れてくれるかなという子はいるんですけども、世の中の流れなんかはこういう場合、特に自閉症協会という名前がとてもストレートなので、敷居が高いのかなかなか会員さん増えないのが悩みで、会員を増やしたいというよりも、多分情報を集めたいと何で思ってくれないのかなと、私たちのアピールの仕方が悪いのかなということ、いろいろ模索中という感じです。

で、活動、その定例会と、あと月に2回のソーシャルスキルトレーニングがある。で、本部のここがちょっと違うのは、机上のものがほとんどです。プリントを使ったりですとか、そういうところが違うので、どういうことというのは私も具体的には言えないんですけども、例えばうちの子の場合でいうと、言葉は使えるんですけども、「てにをは」って言うとはんとに根本的な感じですけど、言葉は知っていても、その意味が入っていないので、意味と自分の持っている言葉をつなげるとか、そういう勉強をしたりとか、あと、その子にとっては手先の訓練のために、小さいものを組み立てるとか折り紙やったりとか、そういうことをやっています。

ただ、その療育もやっぱり質の高いものを求めている、あとはやっぱり私のほうから言うと言葉を理解した気持ちも、いつもやはり人を欲しいということで集めているんですけども、資金面ですとかとても不安定なので、スタッフさんもなかなか固定してくれなくて、やっぱりいい人ほどいろんな所からお声が掛って、長くいてほしいけれども知識教育のほうへ行ってしまうという、そういうところがとても難しいところで、そこを補助金貰って大きな団体にするかということになったときに、私たちは、自分の子たちがどんどん成長していくのでニーズが変わっていくときに、それを継続するほどの威力っていうか、それがあるかという。

それをやるには、私たちの子供が将来、絶対安全というか大丈夫ということがなければ、下の子たちにとってまで正直、今、手が回らないというか。それが本音のところ、それもあって細々と綱渡りのように、何とか療育を続けているところです。このぐらいですね。

問題点のほうということですね。この活動場所の確保というのも、ゆうあいが建て直す、建て直さないというのがずっとあったので、あそこ、建物のスペースを使うのに小さくてよかったです、そのことを多分、このころずっと言っていたんだと思います。

あと、児童精神科の先生というのもとても少ない、ほとんど、同好会のように少ないというのがありますし、本当にやっぱり人間的にも信頼してできるといったところに行きたいというのがあるので、多分、皆さん聞くと、結構、ロコミとかもあるので、結構遠くまで行かれていました。都内とかが多いです。

そういうがあるので、もっと近くに浦安市内にいらっしゃればいいのになという思いがあります。その結果、順大は私の知っている範囲では、児童精神科、特に発達障がい強い先生はいらっしゃらないというイメージです。

で、市内の支援学校の先生、これもとても、意見が分かれるところでもあったんですけども、これに関しての高等部に関しては、本当に切実でして、浦安市は浦安市立のものが無いので、県立市川に行くしかないんですけれども、とても肩身の狭い思いをします。とても理不尽です。

○委員 市川市民にいじめられる。

○委員 いや、船橋の方に行っていて、ただ、市川も行っていて、市川はほかに市立もあるんですけれども、何というのかな、やっぱり市によって、地域の中で違いというのがあって。今では、現状では支援学級行っちゃうほうがほとんどですね、正直言うと。で、最初から小学校から県立市川に行く人も多いんですけれども、やっぱり支援学級、地域の学校で就学の難しさとか、県立市川へ行くと何かちょっとやっぱり浮くんですね。

そこはとてもすごく不安で、だから浦安の人よりいいのかというのは、またちょっと違うと思いますけど、地域に行きたい、地域に住みたいということを考えると、なぜ市川にわざわざ、いろんな嫌な思いをして、大変な苦勞をして行っているとかって、高等部に関してなんですけれども。というので、そここのところで、もう小学校・中学校に関しては、個人差があるんで、私もあえて言わないんですけれども、基本的には、こういう選択した人もやっぱり考えられるというのか、ちゃんとした別のフォローができるのであれば、自分はここから歩き出したいというのと同じで、たとえ違う学校へ行ったとしても、地域の中の

いうことを知ってほしいという思い、とても強いということ。

現実的には、各小・中に特別支援学級をつくるというところ持ち上がった時点で、私は危機感を持っていたんですけども、今は実際、下の子のほうは中学校なので、そうなってしまして、親のほうも変に迷いがなくなってくるからいいんですけども、支援学級やらなくてもいいんですけども、こういうものだったというすり込みが入り始めていて、重い子で普通級という子は実際には少なくなっています。

それがいい選択とは思いませんけれども、どこも選べるよって言っているよと教育委員会の先生が言ってくださいますけれども、現場ではそうっていないんですよ。現場での温度差と違いというものを、去年1年間ずっとプロジェクト会議で訴えてきたんですけども、私はそれをこっちでやっていきたいなと思っています。

以上です。

○委員 ありがとうございます。

続きまして、いちょうの会さん、お願いをします。

○委員 まず活動内容なんですけれども、年に大体、いろんなものを含めて12回、月に1回ぐらいずつ会合を持っています。

会員同士の意見交換とか、あるいは情報交換とか、そういうものを年4回ぐらい実施しています。それから、親睦のための懇親会、これは食事も含めてやっておりますけれども、これは年に3回程度実施しています。それから、講演会ですね。外部の講師を招いて講演会を実施しております、当事者との接し方、福祉施設の利用というようなテーマで、年に大体4回ぐらい実施をいたしております。そのほかに総会が年1回ありますので、都合、大体月に1回程度会員同士が顔を合わせて、話し合いをするというような状況になっています。

そのほかに、会報を2ヶ月に1回発行いたしております。活動内容としてはそんなところであります。

それから、向き合っている障がいがありますけれども、私どもの会員のほとんどは、統合失調症の当事者を抱えている家族であります。統合失調症の障がいというのは、大体3つありまして、陽性症状、陰性症状、認知機能障がいと、この3つがあるわけなんですけれども、陽性症状というのは、妄想でありますとか、それから幻聴ですね、そういった通常ではあり得ないようなものが症状として出てくるというのが陽性症状。

それから陰性症状というのは、これはうつ病とは違うんですけども、うつっぽいといいますか、気分がどんと落ち込むといいますか、そういうような症状が陰性症状。

それから、3番目の認知機能障がいというのは、記憶力が衰える、あるいは、物事をきちんと順序立てて組み立てられない。例えば計画をすとか、そういうようなときに考えが組み立てられないというような症状。

一般的には、統合失調症は、まず陽性症状が起きて、これを例えば入院治療とかで治療した後、陰性症状がやって来る。波がありまして、一応症状がよくなっても、また症状が悪くなる時もあるというふうなことで、次第に3番目の認知機能障がいが出やすくなります。

そんな症状でありますけれども、課題としては、今、世の中の趨勢としては、なるべく入院させないで通院治療でもって社会生活を保ちながらリハビリしていくという考え方が主流なんですけれども、そうはいつでも入院治療が必要な場合は、浦安市内に入院施設がないものですから、県内のほかの市町村の病院に行くとか、あるいは東京等県外の病院に行くとか、そういうことで、本人並びに家族の負担も非常に大きいということで、前回の障がい者福祉計画策定のとき、そのことにつきまして、ぜひ入院施設がある病院を用意していただきたいとお願いをしているところであります。

それから、家族会の問題としては、やはり高齢化が顕著でありまして、後継者と申しますか、そういうものがなかなか育っていかないと、組織の存続をどうするかという問題があります。

また、先ほど言いましたように、家族が高齢化していますので、親亡き後の当事者をどうやって面倒を見ていくのかということは大きな悩みの一つでありまして、これにつきましても、いろいろと家族同士で話し合っておりますけれども、なかなかいい知恵が浮かんでこないというふうなことで、こういったことも含めて、また、障がい者福祉計画の策定の段階で色々問題としていかなければなりません。このように思っています。

以上です。

○事務局 ありがとうございました。

続きまして、身体障害者福祉会さん、お願いいたします。

○委員 私どもの会は、身体障害者福祉会というのに現在はなっているけど、最初の出だしというのは傷痍軍人のお茶飲み会のお茶飲み会から会議が始まったみたいな感じなんですね。それで現在も38回目の総会終わっていますので、そのぐらいの月日が経っているんですが、今現在は会員数が100、もう切りました。みんな高齢化しちゃって、亡くなった方とかいて、それから会員になれない、もう寝たきりの人だとか、そういう状態がここ数年来続いているんですよね。と同時に、新しい人たちが入ってこないというか、これも宣伝不足なのかどうか、

今の若い子たちは、意外とこういう会に入らないですからね。そういう現状で、会員不足というか、会員の伸び悩みというか、どこもそういうふうに見えるんじゃないかと思うんですけど、だんだん減る傾向の時代になっています。

会の活動としては、大体年に四、五回、一般研修旅行というか、そういう行事に年1回、それから日帰り研修というのが年3回、それを含めて、あと県協会主催のスポーツ大会とか、それから指導者研修、総括研修と、そういうものには少しずつ出て参加しているという状態で、結果的には千葉県の身体障害者福祉協会ってあるものですから、それに東葛地区の浦安は入っているということで、8地区ぐらいあるんですが、そういうところのスポーツ大会とか、そういうところには、だんだん参加する人も少なくなってきていると。

身体障がいを持っていて、家の中にひきこもりがちで、外に出られない。じゃ、みんなで外へ出ましようということで、組織的な集まりで外へ出て、世の中に出ましようということで、会がつくられたということを知っています。

もう、それ中途なので、浦安へ来たのは中途ですから、そこから始まったんですが。そういう状態で、今現在は、大体平均年齢が70歳ぐらいになっちゃっているわけですね。僕も70過ぎたんですが、結果的にそれぐらいの状態で、若い人たちが入ってこないというのが、今の悩みの現状ですね。

ですから、後継者がだんだんいなくなって、要するに会長職やってくれと、何々やってくれと、主体を受け継ぐ人がいなくなってきちゃうというか。それがまあ、前会長から引き継いでやったんですが、前会長、この間亡くなりました。

そういうわけで、いろいろあったので、結果的に会の存続というものが、だんだん衰退しちゃうのかなというような感じにも、ちょっと入会がないというか。でも一応、私どもの今現在やっている活動の一泊研修とか、いちご狩りとか芋掘り、それから川下り会、それから交流会とか、そういうところにみんな興味を持ってくれた方が大体半数以上の方がおるので、それで会をやっているということですね。

ですから、総会やりますと、大体7割ぐらいの人たちが参加してくれますので、その人たちは、会の運営を助けてくれている。行事があるとそこへみんな参加してくれる。そういう感じで、今のところ何とか運営しております。

浦安の中でも古い会であるということだと思うんですがね。それを受け継いで一番困ったのは、これからどうやって会員を増やして、この後、引き継いでくれる若い人たちがたくさん入ってくればいいなというような感じで運営しております。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、視覚障害者の会さん、お願いします。

○委員 活動内容ですけれども、具体的に今年何をやっているかということでご説明申し上げますと、5月にやったのが、大体月に1回、役員会とそれから定例会。定例会というのは、会員全部集まっての会をやっているんですけれども。5月の定例会は、市の障がい福祉課に来ていただいて、現在の浦安市の状況、特に3・11の地震のそれから津波の後の浦安市の状況について、かなり詳しくご説明いただいて、そのとき会員がどういうことをやったかということ、各自活発に話をしたということでございます。

6月は、落語観賞。これは、毎年やっているんですけれども、それを国立小劇場でやりまして、落語観賞しました。

7月は、浦安市の健康センターから講師をお招きして、健康維持のお話を伺いました。お話といっても、かなり実践的なお話で、半日は、午前中はずっとやったんですけれど、例えば首を動かすこととか、それからこういうように動かす運動とか、それから口の中を動かす運動、それから口の中を衛生的に保つために、舌ブラシっていうんですか、僕ははじめて見るんですけど、それを持ってきてくださって、それだけで使うために。4人来ていただいたんで、1人の方が講師か説明されるとか、あとは皆さん、まだ我々の前に入ってきて、それが正しいかということで、かなり実践的なやり方を教えていただきまして、非常によかったと思います。

それが7月ですね。8月は夏休み。その間に、実は視覚障がい者の方は2つの大きなハンディを持っておりまして、1つは移動ができない。移動のハンディ。もう1つは、情報、文字が読めないということ、それから、文字が書けないというハンディがありまして、特に後者がハンディを克服するには、それは私自身の経験からですけれども、音声パソコン、音声ソフトの入っているパソコンを使うと、これがかなり克服できると。例えば、電話をかけると、浦安市の市役所の電話番号というのは351の1111、これぐらいは覚えられるんですけれども、ほかの電話番号はとても覚えられないんですけど、そのパソコンに入れておいて、音声ソフトで呼び出して、それを使って電話をするんです。

そういう基本的なことのためには、どうしても音声ソフトの入ったパソコンで情報を蓄積してやるということが必要ですし、それからそれによってメールもできるし、それから新聞の電子版も読めるし、それから、これちょっと不完全なんですけれども、インターネットのホームページも、ある程度は読める、というようなことができます。

これはぜひ視覚障がい者全員に届けたいと。

私どもは、音声パソコンの研修会をやりたいということで話をし、これは障がい福祉課とも相談して、それはやるということで、具体的にやろうというようになりまして、市の障がい福祉課の応援をいただきまして、視覚障がい者全員の手帳を持っている全員にこういうものがありますというのを、8月15日にお出しして、希望者は申し出てくださいと。それで、人数多いときには抽選になりますけれども、8月末までに送ってくださいと。今、申し出をされているらしいんですけども。

実際、6人なんですね、受講者が。そのほか、今聞いていると、とても6人じゃ済みそうもないような感じなので、1回じゃ済まない。あなた不運でしたねとか、あなただめですというのにこれいけないので、これをぜひ続けて、県のほうにもお願いをしなきゃいけないし、浦安市障がい者福祉課にもお願いしたいと思っていますので、これを続けていきたいですね。

具体的には、9月14日から始まりまして、毎週水曜日で、総合福祉センターでやりますけれども、全部で8回、毎週水曜日です。これやれば、具体的に動き出します。これも視覚障がい者だけではちょっとできないようなところがあるので、点字グループとか読書グループの方々のお力を得ながら、この研修を持っていきたいと。

こういう研修は、何か10年ぐらい前にあったらしいんですけど、それも余りかかわっていないので、実際どうやっていいかがわからないので、やっていってつくり上げていくしかないということで、これが9月から始まりました。

それで、9月の定例会では、今ここでやっております福祉計画についても、定例会をやって、会員の意見を取りたいと思います。

それから、10月には、かなり60歳以上の人で、介護保険について知りたいという方がおるので、介護保険については、介護保険課から2人来ていただいてお話を伺う。これは、どうい話をさせていただくかというのは、これからご相談していきたいと思いますが、そういうことですね。

11月は、事業者のやつがありますので、あと12月、1月といきますと、ちょっとまだ先の話なんですけれども、大体そういった活動をしております。

3番目のあれとかなり違ってくると思うんですけども、もうちょっと焦点を合わせて、移動のハンディをどうやって克服して、自立できるようにするか。それから、情報のハンディ、情報、目から入ってくる情報というのは、全情報の8割を超えるということらしいです

けれども、情報のハンディをどう克服していくかということ、我々の活動の中心世代に。中には、ボランティアさんをどうするかということがあるんですけども、ボランティアさんに頼むとか、そういうことをしていきたいと。

情報についても、ヘルパーさんである程度やっていただかないと。情報サービスというのは、視覚障がい者がパソコンをいじると、結構変なところさわっちゃったりして、おかしくなっちゃうときがありますので、一つ直せばいいんですけども、目が見えないから直せないと。ちょっとしたことを直すといきますと、直るときがあるんですけども、そういうこともインターネットのある体制に持っていけないかと。

あと、それから、パソコンがそういうことなんで、実際、または視覚障がいの人がさわると、変なところにさわっちゃったりして、フリーズしちゃったりなんかする。それを強制終了させると、傷むわけですね。それは傷むと、パソコン買わなきゃいけないんで。パソコン買うと、音声ソフトは、OSが変わっている、特にWindowsはどんどん変わるものですから、OSが変わるとそれからライセンスソフトも変わるわけですね。その辺の市の音声ソフトの補助というのは10年なんですけれども、10年はとてももたないんじゃないかという感じがしますので、そういうことも要求に入ってくるんじゃないかと思います。

もちろん恐らく、私どもがやろうとするのは、移動のハンディと、それから情報のハンディをどうやって克服して、皆さんがいきいきとしてやっていけるだろうか。それもトパーズクラブという会だけじゃなくて、視覚障害者手帳を持っておられる方全員に、その解決できるようにしていきたいんです。

確かに、音声パソコンができるようになると、やっぱり目の見えない人の人生は変わると思うんですね。だから、そういうふうにしていきたいと思うので、障がい福祉課さんにいろいろご協力いただいているんですけど、今後ともよろしくお願いします。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、聴覚障害者協会さん、お願いいたします。

○委員 定例会ですけれども、毎月1回行います。

活動の目的についてですが、簡単な説明は、魅力のある団体を作る。理由は何かというと、今の会員ですね。会員が13ぐらいであって、だんだん少なくなってきました、本当はもっといるはずなんですけれども、今は13人で足りないものですから、会員を増やしたいと思っています。

2つ目は、聴覚障がい者支援室ですね、支援室の確保をしたいということです。手話が必要なんですよね。日常、社会には手話がないんですから、そこに集まって、みんなで手話して話し合ったり、情報にあぶれてしまいますので、情報を得るためにはそういった支援室が必要かなと思っています。

3つ目は、緊急通報システムの提示と、防災対策ということですね。そのほかに、総武支部の会議に参加するのが1回ですね、月に1回。関東聾啞者大会というのがありますし、全国聾啞者大会というのがあります。スポーツ団体のスポーツ大会ですね、そういったものにも参加しています。総武支部のソフトボール大会ですね、そういうのにも参加しています。

あとは講演会を年に1回行っています。あと、バスツアーですね、楽しいバスツアーをやっております。あとはソフトボール大会、年1回ですね。

今は従来のパンフレットに、we loveコミュニケーションパンフレットというもの、その署名活動をしている最中です。

以上で終わります。

○事務局 ありがとうございます。

最後になります。手をつなぐ親の会、お願いをいたします。

○委員 昔、精神薄弱者と言われていた時代からの、その子たちを中心に、子供たちは意見を言えないので、では親が代行するという形で親の会という形になっております。

今は、知的障がいと言われていますが、知的ばかりではなく、ダウン症、それから身体、それから自閉、いろいろ重複して会員がおります。ほとんど今は育て終わってしまっている感じで、学齢期のお子さんはほんの数人という現状です。

ですから、昔は、52年に会が発足しているんですが、そのころはまだ町の状態ですので、浦安のほうには施設がいろいろない。ですから、市川まで幼稚園、保育園、施設的なもの、それから学校も市立市川養護か、船橋の市立養護、そちらのほうに通っているという状態でした。

そのころは、私は市川におりましたので、大変だなと思って、親子2人で幼稚園、送迎バスというのが市川市を中心にして回っていますので、朝は市川の子供たちを集中的に集められるというところか、集合したところで乗るんですね。

ですから、浦安のお母さんたちは、本八幡まで送っていらして、帰りは東西線の行徳まで送っていくという形でした。やっぱり、本当に一日がかりの仕事で、ほかのお子さん連れてとか、大変なご苦労をしているのを見ております。それからやっと、簡易マザーズができた

りとか、そのほか介護所ができたりとか、少しずつ整備されてきておりまして、いちよりの会さんもおっしゃっていました、親亡き後どうするんだろうということで、施設をつくりたいというのも、やっぱり一つじゃ無理だということで、それが市川、松戸、鎌ヶ谷、習志野、浦安市、この5市で、一番最初に鎌ヶ谷市にやまぶき園というのをつくりました。あと、その後市川市のほうに、また2つ目をつくって、既にやまぶき園という2つが、今、5市でつくられております。

そこもやっぱりいっぱいという形で入れないお子さんは、それこそほかの市にあるところに浦安が確保して結ぶというか、そこに出して通っている、入所しているということですね。

会としては、当然その公民館が最初にできるときに、そこに喫茶コーナーをつくるという、市で初めて公共施設の中につくるということで手を挙げまして、親の会しか手を挙げなかったのですが、そこで教育委員会のほうといろいろ重ね合わせて、できたときは本当に場所が遠い、元町のほうですので、全然お客様もいないという感じで、で、暇なのでクッキーをつくり始めたというのが、今のクッキーが好評で売れていますけれども、それが一番そうやってできたのが、平成8年に、近くに事業所としてアイランドをつくりまして、それから、このほどNPO法人を取りまして、独立するという、まさにやっとならからかえったというものが中心ぐらいですけれども、それができました。

親の会は市の単位、県の単位、それから関東甲信越ブロック単位、それから全国大会、全国ブロックと分かれておりますが、全国でもほとんどこの間の震災で壊滅状態の親の会がたくさんございます。連絡のとりようがないという、県でも困っている。千葉のほうでも、旭とかあちらのほうでは、やっとなら最近、どうやら活動ができ始めたというところですよ。義援金を集めたりとかして、会のほうで送ったりしております。全国でも集めて送っていますし。

全国では今、成年後見人をつける選挙権がなくなるということがありますね。保佐人とかいろいろ格があるんですが、成年後見人をつける選挙権がなくなるということで、今は裁判にもなっていますが、やっぱり選挙がしたいということで、今、その運動を署名活動を始める用意もしております。各、全部ブロックごとに出して、まとめて全国で出すようにしています。

全部、厚生労働省のこういう向こうから来た法律なんかも、親の会のほうでみんな細かく、もっとならこういうふうにしてほしいとかいう、そういう要求はいろいろしております。でも、なかなか希望どおりには通らないということが多いと思います。

ですから、今、若いお母さんたちが、まあ、お母さんたちは悩みでしょうけど、私なんか

はそういう時代の子育てのときには、本当に今と違って、世間の目も違うし、いろんなものが違うんですね。

身体障がい者は、運賃の割引はあるけど、知的はなかつたりして。それがやっとな、でき始めたりとか。そういう、今はすごく世の中では幸せなほうの部類だと思います。でも、その年その年でお母さんたちは悩むと思うんですね。

でも、私の考えとしては、その子が学校を卒業してからのほうが長いわけですよ。学校までは、学校がカバーしてくれますけれども、いわゆる成人になってからのほうが長い。そのときに、どういう子であってほしいか、そのときに自立できるような子供に育ててほしいなと思います。確かに、普通学級のところでみんなで仲間ですごく楽しくやることも大切かもしれませんが、触れ合うことは。でも、その年齢において身につけなくちゃならないことというのはあると思うんですね。そこをやっぱり、お母さんたちもしっかり見きわめていただけたらなと思います。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

議題（５）については以上でございます。委員長に一度お返しをいたします。

○委員長 各団体、7つの団体から、活動の内容、それから今向き合っている障がい問題、それから今後の審議にあたってのさまざまな要望というのを出していただきました。これを、この策定委員会では真摯に受けとめて、ぜひ計画の中に多くの要望を盛り込んでいけるようにまとめていきたいと思っています。

ということで、本日の議題の審議ということではすべて終了ということで、当初、事務局から議論の時間を多くしつつ2時間は最低でも確保したいということで、ちょうど2時間回ったところなんですけど、今日も説明が多くなった感がありますけれども、次回からは議論を中心に積極的にご意見等出していただいて、障がい者福祉が少しでも充実する、あるいは大きく飛躍するように計画を立てていきたいというふうに考えております。

そういうことで、本日の議題はすべて終了なんですけど、まず事務局のほうから、何かご連絡ありますでしょうか。

○事務局 事務局でございます。

次回の委員会でございますが、10月の上旬までに開催をしたいと考えてございます。日程につきまして、決定次第、通知を送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

もう1点ございます。各団体さんですが、前回、ヒアリングを8月中ということでお示し

しましたが、8月は難しいというご意見いただいてございまして、日程のほう調整させていただくということで、いったん預らせていただいた件でございますけれども、これも各団体さんの日程、調整をさせていただきます。書面を、近日中に郵送させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○委員長 どうもありがとうございました。

1点は、次回の委員会が10月の上旬ということで、市議会等もある関係で、9月の下旬が難しいということですので、10月の上旬に早目に開かせていただくということで連絡がありました。

もう1点は、団体ヒアリングは8月には難しいというご意見ございましたので、9月に入ってからということでは、これにつきましては改めて日程調整のための資料を郵送させていただくというご連絡です。

よろしいでしょうか。

それでは、これで第2回の浦安市障がい者福祉計画策定委員会、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。（拍手）

午後 3時30分閉会